銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則案の概要について

1　趣旨

平成20年12月５日に銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化の措置を講ずること等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正銃刀法」という。）が公布されました。

改正銃刀法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「銃刀法」という。）のうち、

○　銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする75歳以上の高齢者に対する認知機能検査の導入（銃刀法第４条の３等）

○　銃砲の保管設備に係る審査の厳格化（銃刀法第５条）

○　14歳以上18歳未満の年少者による空気銃の所持の制限（銃刀法第９条の13等）

等に関する規定は、平成21年12月４日から施行されることとされています。

今回の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第６号）の改正は、前記の「認知機能検査の導入」において、認知機能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、都道府県公安委員会が、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第16項に規定する認知症であるかどうかについて、指定する医師（以下「指定医」という。）の診断を受け、診断書を提出すべきことを命ずることができることとされたことに伴い、指定医の基準等を定めるとともに、併せて、銃刀法及び下位法令を施行するために必要な申請書等の各種様式の整備等を行うものです。

2　改正案の概要

(1) 認知機能検査（第9条関係）

ア　指定医の基準等

指定医は、介護保険法第８条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから指定することとします。

また、指定医の指定の期間は３年以内とし、再指定を妨げないこととするとともに、指定医の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地を公示することとします。

イ　認知機能検査受験申請書の提出

銃刀法第４条の３第１項（銃刀法第７条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書を公安委員会に提出するものとします。

(2) 保管設備の説明（第6条関係）

銃刀法第４条第１項の規定により銃砲の所持の許可を受けようとする者又は銃刀法第７条の３第１項の規定により猟銃若しくは空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者は、保管設備の構造・設置場所等に関する説明書を公安委員会に提出するものとします。

(3) 年少射撃資格認定申請書の添付書類（第13条関係）

銃刀法第９条の13第１項の規定による年少射撃資格の認定の申請に係る添付書類として、銃刀法第５条第１項第２号から第18号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨の誓約書等の様式を定めることとします。

(4) その他

銃刀法及び下位法令を施行するために必要な各種様式の整備、下位法令の改正に伴う引用条文の修正等所要の改正を行うこととします。

3　施行期日（予定）

平成21年12月４日（改正銃刀法の施行日）